

かすみがうら市監査基準 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(監査等の種類及びそれぞれの目的)</p> <p>第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査(法<b><u>第243条の2の2第3項</u></b>又は公企法第34条)市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること</p> <p>(10)～(15) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(監査等の種類及びそれぞれの目的)</p> <p>第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査(法<b><u>第243条の2の8第3項</u></b>又は公企法第34条)市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること</p> <p>(10)～(15) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>
<p>(報告の徴収)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 監査委員は、<b><u>法施行令第158条の2第5項の規定により、地方税の収納事務の受託者</u></b>に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。</p>	<p>(報告の徴収)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 監査委員は、<b><u>法第243条の2第10項(公企法第33条の2において準用する場合を含む。)の規定により、指定公金事務取扱者</u></b>に対する検査の結果について、会計管理者<b><u>又は上下水道事業管理者の権限を行う市長</u></b>に対して報告を求めることができる。</p>
<p>(情報管理)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、<b><u>個人情報保護条例等</u></b>に基づき適切に取り扱うものとする。</p>	<p>(情報管理)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、<b><u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等</u></b>に基づき適切に取り扱うものとする。</p>
	<p align="center"><b><u>附 則 (令和8年2月24日決定)</u></b></p> <p><b><u>この基準は、令和8年3月1日から施行する。</u></b></p>